

**国 保**  
こくほ

## 国民健康保険の高額療養費該当通知 時期と支給月が変更になります

今まで益城町では、高額療養費支給該当世帯へのお知らせを、最短で、診療月の2か月後に行い、通知を行った月の月末までに申請されたものについては、その翌月に支給を行ってきました。

しかし、このたび、国民健康保険団体連合会<sup>(※)</sup>のシステム変更により、高額療養費該当世帯へのお知らせが、今までより遅れることになりました。

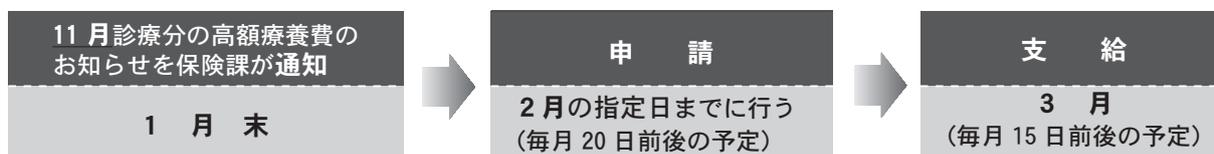
そのため、平成23年11月にお知らせした分以降の高額療養費支給は、最短で、診療月の4か月後になります。

対象の皆さんには、支給月が遅れることとなりご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。



**【今後の支給の流れ】**

例えば…



※国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者(市町村および国民健康保険組合)が共同でその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的に設立された公法人で、設立にあたっては都道府県知事の認可を必要とし、全国47都道府県にそれぞれ設立されています。

**国民年金**  
ねんきん

## 20歳から始まる国民年金

国民年金は、20歳から60歳になるまで加入しなければならない制度です。20歳になる人で、下記の第1号被保険者に該当する人は、日本年金機構から送付するお知らせを返送するか、役場もしくはお近くの年金事務所で加入の手続きが必要となります。



種別	対象者	保険料の納付方法
第1号被保険者	自営業者や学生、フリーターなど	個人で保険料を納付します
第2号被保険者	サラリーマンや公務員など	給与から天引きされます
第3号被保険者	第2号被保険者の扶養配偶者	配偶者の加入する制度が負担します

平成23年度 国民年金保険料

**15,020 円**

※口座振替が納め忘れもなく、お得な割引もあります。



●どうしても保険料が払えないという人には免除制度があります。

**【国民年金保険料免除制度】**

本人・配偶者・世帯主の所得に応じて「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」「全額免除」が適用

●所得の低い学生や若者のための免除制度もあります。

**【若年者納付猶予制度】**

本人・配偶者のみの所得で審査

**【学生納付特例制度】**

本人のみの所得で審査